

平成 29 年度
第 2 回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成 30 年 2 月 1 日（木）

午後 2 時 00 分～4 時 30 分

場所：太子町役場議会棟 2 階 常任委員会室

太子町生活福祉部町民課

平成 29 年度第 2 回太子町国民健康保険運営協議会 会議録（要点記録）

1. 協議会の開催日時及び場所

月日：平成 30 年 2 月 1 日（木）

開会：午後 2 時 00 分

閉会：午後 4 時 30 分

場所：太子町役場議会棟 2 階 常任委員会室

2. 協議事項

① 平成 30 年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）について

3. 委員の出席・欠席者

出席委員：藤澤 元之介 福井 輝昭 森澤 英一

 龍田 孝夫 山木戸 淑子

欠席委員：松浦 秀樹

4. 事務局

生活福祉部長 三輪 元昭

町民課長 三木 孝秀 係長 森本 麻友 主査 岡田 直人

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会

2. あいさつ 藤澤会長

3. あいさつ 三輪部長

4. 会議録署名委員の指名

会長が龍田孝夫委員と山木戸淑子委員を指名

5. 議事

三木課長：「国保制度改革の概要」について説明

会 長：はい、ありがとうございました。只今説明が終わりました。何か質疑等がございましたら発言をお願いします。

福井委員：兵庫県国民健康保険運営方針の中のレセプト点検の財政効果について、用語の意味と内容について説明をお願いします。

三木課長：レセプトとは診療報酬明細書のことであり、医療機関からの月単位の請求書にあたるものであります。

レセプト点検には、請求されたレセプトについて、国保の加入期間と突合し点検を行う資格点検調査と診察、検査、投薬等のレセプトの診療内容について点検を行う内容点検調査があり、太子町では専門員を配置し点検を実施しております。次に、レセプト点検の財政効果とは、レセプト点検により過誤として取り下げを行い、翌月の支払いより相殺調整した金額の総額であります。本来過誤がなければ良いわけですから、多ければ良いという性質のものではないと理解しております。

福井委員：レセプト点検効果率とはどのようなものですか。

三木課長：当町の財政効果率は0.57%となっておりますが、こちらは、資格点検調査による過誤調整額と、内容点検調査による過誤調整額、不当利得による返納金額の合計額を診療報酬保険者負担総額で除したものとなっております。

会 長：よろしいですか、他に何かございますか。ここで時間が1時間ちょっと過ぎましたので、休憩を10分程度とりたいと思います。

(休 憩)

会 長：それでは会議を再開いたします。先ほどの続きになりますが、何か質疑がありましたらお願いします。

福井委員：県が算定した市町村国保事業費納付金・標準保険料率算定結果表のうち、市町村標準保険料率と市町村算定方式に基づく市町村標準保険料率の、この二つの差異について説明をお願いします。

三木課長：まず標準保険料率の原則的な考え方について説明しますと、国は県に対して、全国統一の算定基準による都道府県標準保険料率と、都道府県内統一の算定基準による市町村標準保険料率、各市町村の算定基準に基づく市町村標準保険料率の3パターンの保険料率の算定を指示しています。

算定方式については、都道府県標準保険料率は2方式、市町村標準保険料率は、兵庫県は3方式となっています。市町村算定方式に基づく市町村標準保険料率は、当町においては3方式ですが、資産割のある市町村では4方式となります。

ご質問のありました市町村標準保険料率と市町村算定方式に基づく市町村標準保険料率の差異についてですが、これは、算定に用いる所得総額や、賦課割合の違いによるものと分析しています。結果として、いずれも賦課総額は同じとなっています。

しかしながら、実際に当町が予算を編成するに当たっては、最も直近の所得総額を用いますし、賦課割合も所得割、均等割、平等割について、50：35：15に設定し試算することとなりますので、これらの標準保険料率は、あくまで、県による試算時点の参考値と捉えています。

これらの公表については現時点では取扱注意となっていますが、今後県により公表されることと思います。

また、町はこれらを参考に保険税率を決めれば良いということになっています。

岡田主査：補足説明させていただきますが、県が算定に用いております各数値については、10月の調査時点の数値となっています。県としては、はじめに、各市町村に賦課する納付金を算定する必要がありますので、これを県下同じ基準で、ある時点の数値を基準として、根拠として、納付金を算定するわけであります。

一方、町の予算は、県の算定により提示された納付金等を基に編成していくわけでありまして、実際に予算案が出来上がったのは先週でございます。先ほども申し上げましたように、予算編成の際には、直近の所得総額や、被保険者数等の数値を用いて試算し編成していますので、県が示す標準保険料率を算定する場合と前提条件が異なることとなります。収納率についても、県の試算と町の試算では異なっていますので、必ずしもイコールになることはないと思います。県もこういった点については理解していることですので、市町村は、あくまで県が提示する納付金を納めるために、どのように税を徴収してくるか、税率を設定するか検討してくださいと示しており、最終的には、これに縛られるものでない理解しています。

会長：はい、あくまでも県のシミュレーションの結果ということであり、算定根拠となる指標も、どの時点をとるかにより結果が異なるということで、あくまでこれを参考にとということで理解できるのではないのでしょうか。よろしいでしょうか。

福井委員：まだあります。多くの方が関心を持たれている平成30年度の保険税率はどうなるのでしょうか。

三木課長：医療費については納付金の仕組みにより、県から全額交付金として措置されますので、町独自で改めて推計する必要はないですし、心配する必要はないわけがあります。よって、概ね納付金を納めるために税率をいくらに設定するかということになり、ここで財政調整基金や前年度繰越金をどのように取り扱うべきか検討が必要となるわけですが、これについては、納付金が今後増額となった際に活用をすべきと考えています。

平成29年度は、平成28年度の高額な薬剤による医療費の急増の影響から、税率を上げさせていただきました。そして、平成28年度は税率を下げておりました。繰返しになりますが、税率を下げた翌年度に、医療費の急増により税率を上げたということでもあります。

そして、平成29年度はというと、医療費の推移は落ち着いている状況であり、税率を上げる理由は特に見当たらず、直近の所得総額や被保険者推計により税率をシミュレーションしたところ、現行税率の維持で予算がなんとか編成できたという結果になりました。

福井委員：平成30年度は、税率は上げないということ、県の試算は、あくまで試算であり、参考資料という考え方でよろしいですね。

三木課長：はい、そのとおりです。

山木戸委員：これは、あくまでも県で試算しているだけで、これを使いなさいということではありませんね。

三木課長：はい。

山木戸委員：仮に町の医療費が県の試算より少なかった場合、納付金はどうなるのですか。

三木課長：納付金は変わりません。代わりに、県は医療費を22億円と見込んでいますが、結果25億円となった場合でも、全額県が負担することとなります。ただし、結果20億円となったからといって、納付金額が減じられることはありません。

会 長：他に何か質疑がありましたらお願いします。ないようですので、次に平成30年度国民健康保険特別会計予算案について、事務局に説明を求めます。

岡田主査：「平成30年度国民健康保険特別会計予算案」について説明

会 長：説明が終わりました。予算案について質疑がありましたらお願いします。

福井委員：新規要求となる歳入のその他一般会計繰入金について説明をお願いします。

岡田主査：この一般会計繰入金については、地方単独事業の実施、つまり、福祉医療の実施に伴い、国保特会における国県負担金等の公費が減額調整された分を、一般会計より繰り入れるものであり、以前から県の実地検査等で指摘を受けていた内容となります。

会 長：他に何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、ご意見がないということですので、本日の協議事項であります、平成30年度太子町国民健康保険特別会計予算案につきましては、当協議会として承認をさせていただいてよろしいでしょうか。

全 員：はい。（異議なし）

会 長：ありがとうございます。では承認とさせていただきます。

会 長：他に何かございますか。よろしいですね。はい、それではですね、本日の議事と致しましては以上です。長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。また本日はどうもお疲れ様でした。

（閉 会）

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成30年 3 月 15 日

署 名 委 員 龍 田 孝 夫

署 名 委 員 山 本 夕 淑 子